

■議案第126号 四万十町都市公園条例の一部を改正する条例について

【要旨】

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）が施行されたことに伴い本条例の一部を改正するものです。

【内容】

第2次一括法第103条による都市公園法の一部改正は、政令で定められていた都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準を条例事項化するものです。

都市公園の配置及び規模に関する技術的基準については、これまで都市公園法に基づき政令で定められていましたが、改正により、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。

また、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計については、これまで都市公園法により、都市公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない旨が法定化されていましたが、改正により、100分の2の値を参酌すべき基準として条例で定める割合を超えてはならないこととされました。

これらのことに伴い、四万十町都市公園条例の一部を改正するものです。